

令和4年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 23 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 24 号 議 案	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 25 号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 26 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 27 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 28 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 29 号 議 案	神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 30 号 議 案	神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 31 号 議 案	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 32 号 議 案	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 33 号 議 案	神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 34 号 議 案	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 35 号 議 案	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	14
定 県 第 36 号 議 案	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例	17
定 県 第 37 号 議 案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 38 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	21
定 県 第 39 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	22
定 県 第 40 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	23
定 県 第 41 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	25

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわの項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
------------------------	------------------------------------------	---------------------------

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県統計調査条例の一部を改正する 条例

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「統計法、」を「統計法若しくは」に改め、「、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第2条第1号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは同条第2号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定（整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び整備法附則第3条第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、整備法第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されることから、旧法等に違反し、罰金以上に処せられた者を、統合後の個人情報の保護に関する法律等に違反し、罰金以上に処せられた者とみなす経過措置を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知 事		7,625人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議 会		76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員		41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		768人
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,878人
	そ の 他 の 職 員	1,084人
	小 計	12,962人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合 計		22,535人

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の減少等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものがあります。

職員の服務の宣誓に関する条例及び公安 委員会の委員の服務の宣誓に関する条例 の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級職員の前において」を「に対し」に、「に署名して」を「を提出して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。

(公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年神奈川県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(服務の宣誓)

第2条 新たに公安委員会の委員(以下「委員」という。)となった者は、知事に対し宣誓書(別記様式)を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

職員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関し、任命権者等の面前における宣誓書への署名を不要とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 不妊治療休暇

第8条第2項中「第13号まで」を「第14号まで」に改める。

第15条の6第1項中「次条第6号」を「第16条第6号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第15条の7 任命権者は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができる。

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

3 不妊治療休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができるものとする。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 不妊治療休暇

第5条第2項中「第13号まで」を「第14号まで」に改める。

第12条の6第1項中「次条第6号」を「第13条第6号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第12条の7 教育委員会は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができる。

2 前項に規定する1年とは、暦年とする。

3 不妊治療休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができるものとする。

第16条中「第12条の6第1項及び第3項」の次に「、第12条の7第1項及び第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる不妊治療休暇の新設に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第28条第2号中「在職期間、」を削る。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について在職期間を考慮しないこととするとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部を 改正する条例

神奈川県立伊勢原射撃場条例（平成9年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表クレー射撃場の項を次のように改める。

クレー射撃場	一般利用	学生等	1人1日	840円
		その他の者	同	2,090円
	専用利用	1面1日	37,620円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 神奈川県立伊勢原射撃場条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の前日においても、同日以後の神奈川県立伊勢原射撃場の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立伊勢原射撃場条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

伊勢原射撃場のクレー射撃場について、団体等が専用利用する際の利用料金の上限額を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県青少年保護育成条例の一部を 改正する条例

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」を削り、同条第4号中「ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

民法の一部改正により、婚姻による成年擬制が廃止されたことに伴い、青少年の定義などについて、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(平成30年神奈川県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたい
ので提案するものであります。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年神奈川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を 改正する条例

神奈川県立衛生看護専門学校条例（昭和53年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、第一看護学科及び第二看護学科」を「及び看護学科」に改める。

第4条第2号中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同条第3号を削る。

第5条中「、第一看護学科及び第二看護学科」を「及び看護学科」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

衛生看護専門学校の第二看護学科を廃止することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

国民健康保険法施行条例の一部を改正 する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第22条中「及び」を「並びに」に改め、「同条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

第24条中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い、県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等を図るために、神奈川県国民健康保険財政安定化基金の財政調整事業分を取り崩して県の特別会計に繰り入れることができるようにするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年神奈川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項(1)中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項(2)及び(3)中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(5)ただし書中「、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は」を削り、同項(6)中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同項(6)ただし書中「原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項(6)に次のように加える。

- ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
- ウ 他の消毒方法を使用する場合

別表第1の9の項(17)中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改め、同項中(17)を(19)とし、(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、同項(14)中「オーバーフロー回収槽」を「浴槽からあふれた湯水（以下「オーバーフロー水」という。）又はオーバーフロー回収槽」に改め、同項(14)ただし書中「あつては、」の次に「オーバーフロー水を回収する配管（以下「オーバーフロー還水管」という。）及び」を加え、同項中(14)を(16)とし、同項(13)中「調整箱」を「調節箱」に、「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項(12)中「あつては」の次に「、定期的に清掃及び消毒を行うこと。この場合において」を加え、「の洗浄、消毒」を「について点検を行い、生物膜を除去する」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同項中(12)を(14)とし、(11)を削り、(10)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13) 浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

別表第1の9の項(9)中「原湯を貯留する貯湯槽」を「原湯又は上がり用湯を貯留するための槽」に、「湯水」を「原湯又は上がり用湯」に、「すべて」を「全て」に改め、同項中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

- ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。
- イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(8) ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないよう

に定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。

別表第1の10の項中「及び(11)から(15)まで」を「、(9)、(14)、(16)及び(17)」に改める。

別表第2の9の項(2)を次のように改める。

(2) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。

ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。

イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

別表第2の9の項中(9)を(11)とし、(8)を削り、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

別表第2の9の項(6)本文中「回収槽」を「オーバーフロー水又は回収槽」に改め、同項(6)ただし書中「あつては」の次に「、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず」を加え、同項中(6)を(8)とし、(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。

別表第2の9の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

別表第2の10の項中「(7)」を「(9)」に改める。

別表第3の9の項(2)を次のように改める。

(2) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。

ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。

イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

別表第3の9の項中(9)を(11)とし、(8)を削り、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

別表第3の9の項(6)本文中「回収槽」を「オーバーフロー水又は回収槽」に改め、同項(6)ただし書中「あつては」の次に「、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず」を加え、同項中(6)を(8)とし、(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。

別表第3の9の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

別表第3の10の項中「(7)」を「(9)」に改める。

別表第4の7の項(2)を次のように改める。

(2) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。

ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。

イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

別表第4の7の項中(9)を(11)とし、(8)を削り、(7)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

別表第4の7の項(6)本文中「回収槽」を「オーバーフロー水又は回収槽」に改め、同項(6)ただし書中「あつては」の次に「オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず」を加え、同項中(6)を(8)とし、(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。

別表第4の7の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

別表第4の8の項中「(7)」を「(9)」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けて旅館業を営んでいる者が現にその営業の用に供している施設及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた同項の規定による許可の申請でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものに係る施設の構造設備の基準については、改正後の別表第2の9の項(2)イ、(3)、(7)、(8)及び(10)、別表第3の9の項(2)イ、(3)、(7)、(8)及び(10)並びに別表第4の7の項(2)イ、(3)、(7)、(8)及び(10)の規定にかかわらず、施行日から増築、改築、大規模な修繕等により当該施設の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、旅館業における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、旅館業における入浴施設のレジオネラ症対策のための基準を強化するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の 基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「給水装置により」を「水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から」に改め、同条第6号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第7号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 貯湯槽 原湯又は上がり用湯を貯留するための槽をいう。

第4条第4項ただし書中「及び(11)から(14)まで」を「、(9)、(14)及び(16)」に、「(14)まで及び(16)」を「(16)まで及び(18)」に改める。

別表第1の1の項(1)から(3)までの規定中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項(5)ただし書中「、逆洗浄その他の適切な清浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は」を削り、同項(6)中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同項(6)ただし書中「原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項(6)に次のように加える。

ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合

イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合

ウ 他の消毒方法を使用する場合

別表第1の1の項(19)中「10歳」を「おおむね7歳」に改め、同項(19)ただし書中「利用形態」の次に「等」を加え、同項中(19)を(21)とし、同項(18)中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改め、同項中(18)を(20)とし、(15)から(17)までを2ずつ繰り下げ、同項(14)中「オーバーフロー回収槽」を「浴槽からあふれた湯水（以下「オーバーフロー水」という。）又はオーバーフロー回収槽」に改め、同項(14)ただし書中「あつては、」の次に「オーバーフロー水を回収する配管（以下「オーバーフロー還水管」という。）及び」を加え、同項中(14)を(16)とし、同項(13)中「調整箱」を「調節箱」に、「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項(12)中「あつては」の次に「、定期的に清掃及び消毒を行うこと。この場合において」を加え、「の洗浄、消毒」を「について点検を行い、生物膜を除去する」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同項中(12)を(14)とし、(11)を削り、(10)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13) 浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

別表第1の1の項(9)中「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に、「湯水」を「原湯又は上がり用湯」に、「すべて」を「全て」に改め、同項中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。

イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(8) ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。

別表第1の2の項(5)及び(7)中「耐水材料」を「耐水性材料」に改め、同項(9)を次のように改める。

(9) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。

ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。

イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。

別表第1の2の項中(16)を(18)とし、(15)を削り、(14)を(16)とし、その次に次のように加える。

(17) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

別表第1の2の項(13)本文中「回収槽」を「オーバーフロー水又は回収槽」に改め、同項(13)ただし書中「あつては」の次に「、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず」を加え、同項中(13)を(15)とし、(12)を(13)とし、その次に次のように加える。

(14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。

別表第1の2の項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

別表第2の1の項(5)中「から(10)まで及び(15)から(19)まで」を「、(10)から(13)まで、(15)及び(17)から(20)まで」に改め、同表2の項(9)中「(15)」を「(17)」に改める。

別表第3の3の項中「及び(11)から(14)まで」を「、(9)、(14)及び(16)」に、「(14)まで及び(16)」を「(16)まで及び(18)」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んでいる者が現にその営業の用に供している公衆浴場及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた同項の規定による許可の申請でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものに係る公衆浴場の構造設備の基準については、この条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例別表第1の2の項(9)イ、(10)、(14)、(15)及び(17)、

別表第2の2の項(9) (別表第1の2の項(9)イ及び(17)に係る部分に限る。)並びに別表第3の2の項(3) (別表第1の2の項(9)イ、(10)、(14)、(15)及び(17)に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行日から増築、改築、大規模な修繕等により当該公衆浴場の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、公衆浴場におけるレジオネラ症対策のための基準を強化するとともに、男女の混浴制限年齢を引下げるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正 する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第51条第2項中「規定により」を「規定による」に、「用した」を「要した」に、「所有者」を「当該給水装置の所有者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

社会情勢の変化により不要となった給水装置所有者の代理人の選定に関する手続きを廃止するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,517人
中 学 校	5,503人
特 別 支 援 学 校	187人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)	19人
合 計	15,226人

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,701人
合 計	17,404人

を

」

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,702人
合 計	17,405人

に改める。

」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

高齢運転者支援の体制強化等に伴い、警察官以外の職員について、定数の改正をしたいので提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農道整備事業	小田原市	68,070 ^{千円}
〃	真鶴町	11,000
〃	湯河原町	11,000
県営ほ場整備事業	南足柄市	7,500
農村振興総合整備事業	綾瀬市	1,750
農地保全事業	小田原市	5,325
湛水防除事業	小田原市	12,779
〃	大井町	1,021
県営漁港整備事業	小田原市	26,850
〃	三浦市	23,600
相模川流域下水道事業	相模原市	219,733
〃	平塚市	97,621
〃	藤沢市	6,612
〃	茅ヶ崎市	75,383
〃	厚木市	97,646
〃	伊勢原市	14,847
〃	海老名市	52,709
〃	座間市	38,083
〃	綾瀬市	10,408
〃	寒川町	24,965
〃	大磯町	9,854
〃	愛川町	21,046
酒匂川流域下水道事業	小田原市	267,023
〃	秦野市	1,092
〃	南足柄市	4,859
〃	二宮町	1,997
〃	中井町	578
〃	大井町	7,251

〃	松 田 町	6,134
〃	山 北 町	6,229
〃	開 成 町	10,164
〃	箱 根 町	313,205
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,034,865
〃	平 塚 市	1,182,669
〃	藤 沢 市	46,038
〃	茅 ヶ 崎 市	1,294,000
〃	厚 木 市	1,146,520
〃	伊 勢 原 市	180,723
〃	海 老 名 市	747,028
〃	座 間 市	505,433
〃	綾 瀬 市	138,107
〃	寒 川 町	210,676
〃	大 磯 町	47,752
〃	愛 川 町	120,272
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	1,681,601
〃	秦 野 市	26,406
〃	南 足 柄 市	327,978
〃	二 宮 町	115,243
〃	中 井 町	76,159
〃	大 井 町	138,647
〃	松 田 町	60,026
〃	山 北 町	96,715
〃	開 成 町	151,157
〃	箱 根 町	92

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約の金額 2,026万2千円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
- 5 契約の相手方 住所 横浜市栄区笠間三丁目45番D-907号
氏名 前田 一
資格 弁護士

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

